

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

予算関連法案・日切れ扱い法案

道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講ずる。

1. 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

【現行】

【改正案】

平成20年度以降10年間 ①～④の措置

①揮発油税等の税収の道路整備への充当

- ・毎年度、揮発油税等の税収を道路整備費に充当

削除

②10年間の道路整備事業の量

③国庫補助負担率のかさ上げ

- ※ 高規格幹線道路 (2/3→7/10)
- ※ 地域高規格道路 (5/10→5.5/10)

維持

①国庫補助負担率のかさ上げ

- ※ 高規格幹線道路 (2/3→7/10)
- ※ 地域高規格道路 (5/10→5.5/10)

④地方道路整備臨時交付金

- ・揮発油税収の1/4を限度
- ・道路整備勘定に直入

削除

⑤地方道路整備臨時貸付金

- ・国直轄事業の地方負担金、補助事業の地方負担分等に対する無利子貸付制度

維持

②地方道路整備臨時貸付金

- ・国直轄事業の地方負担金、補助事業の地方負担分等に対する無利子貸付制度

⑥高速道路の有効活用・機能強化

- ・料金の引下げ等を行う高速道路利便増進事業の実施

維持

③高速道路の有効活用・機能強化

- ・料金の引下げ等を行う高速道路利便増進事業の実施

2. その他

- ・揮発油税収の道路整備勘定への直入を廃止する等所要の規定を整備